

# 愛知県LPガス価格高騰対策支援金（第6期） 申請の手引き

## 本事業の説明動画

説明動画を以下、愛知県LPガス協会ホームページで公開します。※9/10（木）公開予定  
<http://www.aichilpg.or.jp/shienkin27/>



## お問い合わせ先

愛知県LPガス価格高騰対策支援金センター

**TEL：0120-170-252**

\* 令和8年**9月10日**開設

受付時間：午前9時～午後5時（土日祝日を除く）

### 【注意】

本事業に関わるお問い合わせは、一般社団法人愛知県LPガス協会ではなく、**必ず上記支援金センター**にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

一般社団法人愛知県LPガス協会

令和8年 9月 10日

|                       |             |
|-----------------------|-------------|
| 1 はじめに                | P 2         |
| 2 支援金の概要              |             |
| （１）目的                 | P 3         |
| （２）概要                 | P 3         |
| （３）値引きの対象者            | P 3         |
| （４）値引きの実施             | P 3 ～ 4     |
| （５）値引きの周知・値引額の明示      | P 5         |
| （６）ＬＰガス販売事業者の要件       | P 6         |
| （７）ＬＰガス販売事業者への協力金について | P 6         |
| 3 手続きの概要              |             |
| （１）手続きの流れ             | P 7         |
| （２）手続き方法              | P 7         |
| （３）各種手続きについて          | P 8 ～ 9     |
| Web申込手続きの流れ           | P 1 0 ～ 1 7 |
| 誓約事項等同意書、各誓約事項        | P 1 8 ～ 2 1 |

## 「愛知県LPガス価格高騰支援金（第6期）」について

「愛知県LPガス価格高騰対策支援金（第6期）」（以下「支援金」という。）は、第5期事業同様、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源としており、愛知県内のLPガス一般消費者等の負担軽減のため、LPガス販売事業者（以下「事業者」という。）がLPガス利用料金の値引きを行う場合の原資を支援するものです。支援金の交付事務は、愛知県から補助を受けた一般社団法人愛知県LPガス協会（以下「協会」という。）が実施します。国および県からは、支援金の適正な実施が求められており、不正行為は厳正に対処されることになります。そのため、支援金に参画する事業者は、本手引き（以下「手引き」という。）及び愛知県LPガス価格高騰対策支援金（第6期）交付要領（以下「要領」という。）を熟読するとともに、以下の点について十分認識した上で、支援金に係る手続きを適正に行ってくださいますようお願いいたします。

- （1）支援金は、LPガス一般消費者等の負担の軽減を図るためのものです。支援金の対象期間に合わせて恣意的な値上げを行うなど、支援金の趣旨を逸脱した行為は認められません。
- （2）支援金に関する全ての提出書類において、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- （3）愛知県又は協会から資料の提出や修正の指示があった場合には速やかに対応してください。適切な対応がない場合、支援金の交付ができない場合があります。
- （4）支援金の参加受理通知前または交付決定前に値引きを実施した場合については、支援金の交付対象とはなりません。支援金の参加受理または交付決定を受けても、定められた期日までに必要な書類が提出されないと、支援金は交付されません。
- （5）支援金の関係書類は事業終了年度後5年間（令和13年度末まで）保存しなければなりません。また、愛知県又は協会からの求めがあった際に、いつでも閲覧に供せるように保存しておかなければなりません。
- （6）偽りその他の不正な手段により、支援金を不正に受給した疑いがある場合には、必要に応じて現地調査等を実施します。また、調査の結果、不正行為が認められたときは、支援金の交付を行わないとともに、支払い済みの支援金のうち取り消し対象となった額を返還していただきます。
- （7）要領に記載のない細部については、愛知県又は協会からの指示に従うものとします。

## 2 支援金の概要

### (1) 目的

国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」において、電気、都市ガス料金の支援が実施されている中、ＬＰガスについてもその料金が上昇していることを受け、ＬＰガス販売事業者を通じたガス料金の値引きにより、愛知県内のＬＰガス一般消費者等の負担軽減を目的に実施するものです。

### (2) 概要

愛知県内でＬＰガスを利用する一般消費者等を対象に、愛知県が指定する値引き額により、当該対象の１契約（１メーター）当たりのＬＰガス料金（基本料金と従量料金と設備料金の合計）より値引きを行った事業者に対して、値引きの原資及び実施経費としての協力金を支援金として交付します。

### (3) 値引きの対象者

愛知県内で家庭・業務用のＬＰガスを利用する一般消費者等

（以下「支援対象者」という。）

・ コミュニティーガス（旧簡易ガス）の利用者を含む

・ **対象となる公的機関**

（例）運動施設、公園、美術館、図書館、博物館、公民館、学校、幼稚園、福祉施設、ホール、貸会議室

※ 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民用に供する施設は値引きの対象となる。

【**値引き対象外となる利用者**】

・ 高圧ガス保安法上のＬＰガスの利用者

・ 質量販売により供給を受ける利用者

・ 国又は地方公共団体が管理する事務を執行するための施設（庁舎や事務所、研究施設等）

・ **対象外の公的機関**

（例）国の合同庁舎、県庁、県の合同庁舎、警察の庁舎、市町村役場、市町村役場の支所、保健所、消防署、研究施設、浄水場、下水処理場、ごみ処理施設

### (4) 値引きの実施

【**対象額**】

**支援対象者１契約（１メーター）につき、上限７００円（税抜）**

【**対象期間**】

**令和８年１０月検針分又は１１月検針分のいずれかのガス料金**

【**対象区分**】

**基本料金・従量料金・設備料金が値引きの対象料金となります。**

**※ガス料金以外の請求額からの値引きは認められません。**

# 2 支援金の概要

## (4) 値引きの実施 ※前頁の続き

### 【値引きの方法】

1 契約あたり、令和8年10月検針分又は11月検針分のいずれかのガス料金から上限700円（税抜）の値引きを行います。

〈例〉値引きのイメージ：令和8年10月検針分又は11月検針分いずれかのガス料金

|             |           |              |
|-------------|-----------|--------------|
| 値引き前        | 値引き額      | 値引き後請求額（税抜き） |
| 3,000円（税抜き） | 700円（税抜き） | 2,300円（税抜き）  |
|             |           | 消費税 +        |
|             |           | 230円         |
|             |           | 値引き後請求額（税込み） |
|             |           | 2,530円（税込み）  |

【NG】1契約あたり、2か月にわたっての値引きは認めません。

〈例〉10月、11月のガス利用料金から各350円の値引き

|             |             |              |
|-------------|-------------|--------------|
| 10月検針分の値引き前 | 10月検針分の値引き額 | 値引き後請求額（税抜き） |
| 2,000円（税抜き） | 350円（税抜き）   | 1,650円（税抜き）  |
| 11月検針分の値引き前 | 11月検針分の値引き額 | 値引き後請求額（税抜き） |
| 3,000円（税抜き） | 350円（税抜き）   | 2,650円（税抜き）  |

### 【値引き対象となる料金、消費税の取り扱いについて】

LPガス料金以外の料金からの値引きはできませんので、ご注意ください。

※LPガスの商慣行に係る「液化石油ガスの安全確保及び取引の適正化改正」の改正議事について、三部料金制（基本料金、従量料金、設備料金）の徹底に係る規律については、2025年4月2日に施行となりました。

| 支援金による値引き前                                                                         |                                        | 値引き対象                                  |       | 値引き対象外          |                 |
|------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|-------|-----------------|-----------------|
|                                                                                    |                                        | L P ガス 料 金<br>○基本料金＋従量料金（原料調整費含む）＋設備料金 |       | リース料金           | その他料金<br>（灯油代等） |
|                                                                                    |                                        | 消 費 税                                  |       |                 |                 |
|                                                                                    |                                        |                                        |       |                 |                 |
| 支援金による値引き後                                                                         |                                        |                                        |       |                 |                 |
| 支 援 金                                                                              | L P ガス 料 金<br>○基本料金＋従量料金（原料調整費含む）＋設備料金 |                                        | リース料金 | その他料金<br>（灯油代等） |                 |
|                                                                                    | 消 費 税                                  |                                        |       |                 |                 |
|  |                                        |                                        |       |                 |                 |

支援金は非課税のため、支援金額分の預かり消費税はなく消費税納税も発生しません。

## 2 支援金の概要

### (5) 値引きの周知・値引額の明示

#### 値引きの周知

支援金により値引きを実施する場合、「愛知県LPガス価格高騰対策支援金による値引きであること」を支援対象者に対して周知していただく必要があります。なお、周知方法については、LPガス使用者向けご案内チラシの活用、ハガキの郵送、メールの送信、検針票に添付など、販売事業者側で実施可能な方法を選択してください。

#### 値引額の明示

支援金による値引きを実施した際には、値引きの事実を確認できるものとして、検針票、請求書、領収書、Web明細等のいずれかに以下の内容を明示してください。  
なお、値引き完了後の抽出検査において、値引きの事実を確認するため、当該書類の事業者控えの写し等を提出いただきます。

- 【値引きの事実確認のための記載事項】
- ・ 値引き前後の額（システム上表示できない場合は、値引き前の額又は値引き後の額）
  - ・ 値引きの額
    - ※ 1 値引きの事実が確認できれば、必ずしも上記のすべてを記載する必要はありません。
    - ※ 2 検針票等の事業者控えが残らない場合、値引き額が確認可能なシステム画面のハードコピー（スクリーンショット）等で確認を行います。

#### 〈参考〉値引きの周知・値引額の明示書類例

2026年10月検針結果通知兼請求書（例）  
いつも、〇〇様をご利用いただきありがとうございます。今月のご利用料金は次のとおりです。のご案内申し上げます。

| ガス使用量のお知らせ                                            |                   |
|-------------------------------------------------------|-------------------|
| ご利用期間 10月15日～11月15日（今回検針日）                            |                   |
| ・ 今回指針1132      ・ 前回指針 1122<br>今回ご使用量10m <sup>3</sup> |                   |
| 今回ガス料金 6,100円（税抜）                                     |                   |
| 内 訳                                                   | 基本料金 1,800円       |
|                                                       | 従量料金 5,000円       |
|                                                       | 設備料金 0円           |
|                                                       | 値引き額 <u>△700円</u> |
| 今回請求額 6,710円（内消費税610円）                                |                   |
| 備考<br>今回検針分のガス料金は、愛知県LPガス価格高騰対策支援金により上限 700円（税抜）値引    |                   |

値引額の明示  
値引額の明示  
値引きの周知  
どちらかのみで可

また、登録ガス小売事業者（ガス事業法第3条の登録を受けた者）が値引きを実施する場合、ガス事業法第14条及び第15条に基づく、供給条件の説明義務及び書面交付義務が発生します。さらに、経過措置団地（規制団地）をお持ちの場合、指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件で供給するため、「特別供給条件認可申請」が事前に必要となります。  
※詳細については、中部経済産業局資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課（052-951-2820）までお問い合わせください。

# 2 支援金の概要

## (6) LPガス販売事業者の要件

支援金事業による値引きを実施する事業者は、以下の要件をすべて満たし、別に定める誓約事項等に同意する必要があります。

- ①LPガスを販売する者（事業所の所在地は問わない）※1
- ②支援対象者に対して値引きの周知を行い、値引きの事実を明示できる者※2
- ③原則として、令和8年10月検針分又は11月検針分のいずれかガス料金からの値引きが実施できる者
- ④県又は協会からの情報開示等への協力ができる者
- ⑤日本国内に金融機関の預貯金口座を有し、その口座を通じて日本円で支援金事業に係る精算を行うことができる者
- ⑥法人等（個人又は法人をいう）代表者やその他の構成員が各都道府県の暴力団排除条例の規定による暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力に該当しないこと

※1 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」第3条第1項の登録を受けた者及び「ガス事業法」第3条の登録を受けた者であって、家庭・業務用のLPガスを販売する者

※2 上記（5）にて説明した事項

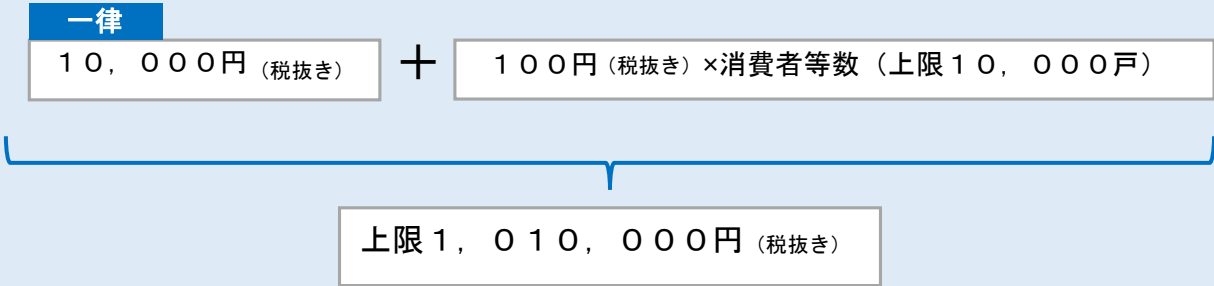
## (7) LPガス販売事業者への協力金について

支援対象者への値引きを実施した事業者に対して、以下の費用を支援金として交付します。  
費用の交付は原則、最終の値引き完了後に行う検査において適正な値引きの実施が確認できた段階で値引きの原資とまとめて交付となります。

※協力金は、会社単位での交付となります。

### 【協力金の計算方法】

10,000円に加え、100円×値引きを行った一般消費者等数（最大10,000戸）  
※上限1,010,000円（税抜き）

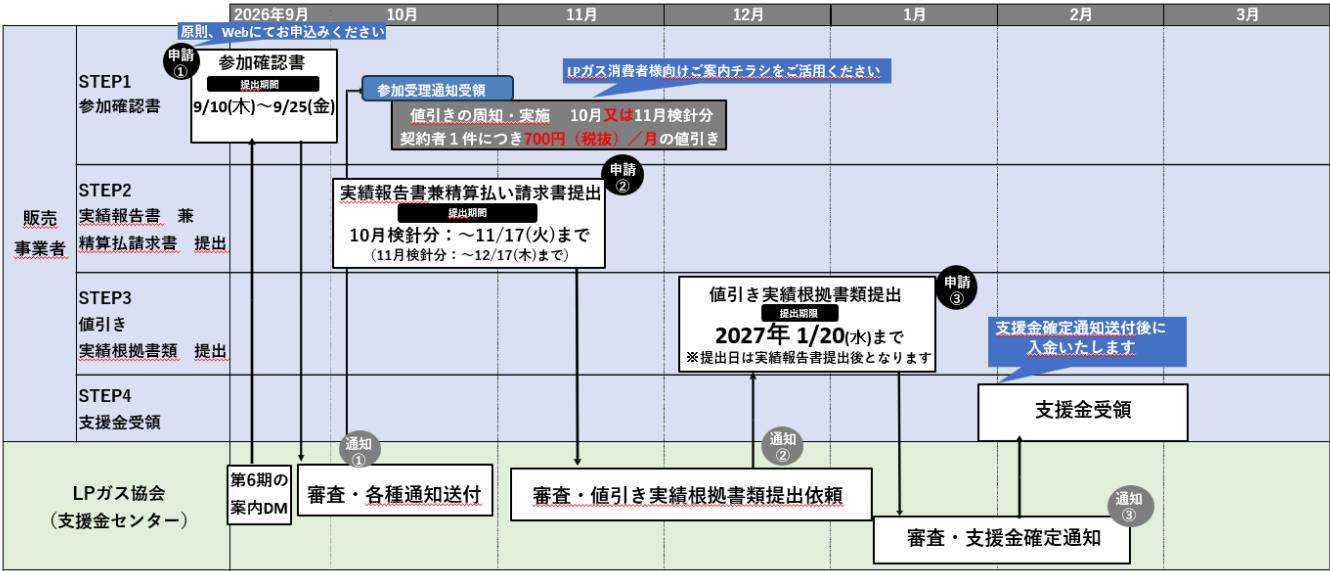




# 3 手続きの概要

## (1) 手続きの流れ

支援金事業全体の手続きの流れは、「販売事業者事務フロー」のとおりです。  
販売事業者事務フロー



### 第6期は概算払いはございません。

- ・上記フローは参考になります。事業者様の申請状況等によりスケジュールが前後する可能性があります。
- ・説明会動画を以下、愛知県LPガス協会ホームページで公開します。※9/10（木）公開予定  
<http://www.aichilpg.or.jp/shienkin27/>

## (2) 手続き方法

以下のWebサイトから、直接、様式にご記入いただき、添付書類は併せてご提出ください。  
なお、インターネットが使用できない場合、郵送により提出してください。※ すべての手続き書類について印鑑は不要です。

### ●Web申請の場合

〈申請ページ〉※下記webサイトより、↓のボタンをクリックしてください  
<http://www.aichilpg.or.jp/shienkin27/>



### ●郵送申請の場合

〈各種申請書ダウンロード先〉  
<http://www.aichilpg.or.jp/shienkin27/>

〈郵送申請先〉

〒450-0003 愛知県名古屋市中村区名駅南1丁目6番1号 サン納屋橋ビル2階  
愛知県LPガス価格高騰対策支援金センター



郵送先住所が第5期とは変更になっておりますのでご注意ください。



# 3 手続きの概要

## (3) 各種手続きについて

### ① 参加確認提出

支援金による値引きを実施するためには、事前に参加確認書の提出を行う必要があります。  
参加確認書提出後、支援金センターにて審査を行い、要件を満たしている場合には参加受理通知にてお知らせします。なお、受付期間内での申請が困難な事業者の方は、支援金センターまで事前にご連絡ください。

#### 【受付期間】

令和8年9月10日（木）～ 令和8年9月25日（金）

##### 〈注意事項〉

- ・原則、本社一括での申請をお願い致します。
- ・LPガス使用者向けご案内チラシはご希望の事業者様宛に送付いたします。

#### 【提出書類】

| 提出書類 |                                                           | 様式 |
|------|-----------------------------------------------------------|----|
| 1    | 参加確認書                                                     | —  |
| 2    | 通帳の表紙及び、表紙をめくった見開きページ全体の写し<br>※第5期から振込先情報に変更となる場合はご提出ください | —  |

### ② 実績報告書提出

令和8年10月検針分又は11月検針分のいずれかのガス料金の値引き実施後、実績報告書兼精算払請求書を提出いただきます。また、実績報告には補助事業（値引き）実績一覧表を併せて提出いただきます。

#### 【受付期間】

10月検針分：令和8年11月17日（火）

11月検針分：令和8年12月17日（木）

| 1 | 実績報告書兼精算払請求書   | 様式第5 |
|---|----------------|------|
| 2 | 補助事業（値引き）実績一覧表 |      |

##### 〈注意事項〉

- ・一覧表には、「① 契約を識別可能な管理番号など」、「② 市町村名」、「③ 値引き前の額または値引き後の額、値引き額」を記載すること。
- ・また、一覧表はシステムから出力されるデータでも可とする。
- ・なお、一覧表はできるだけExcel形式、csv形式で提出して下さい。

# 3 手続きの概要

## ③ 値引き実績根拠書類提出 **【受付期限】 令和9年1月20日（水）**

実績報告の提出後、提出いただいた補助事業（値引き）一覧表をもとに、協会が無作為に選んだ対象者について値引き実績根拠書類の提出依頼を行い、「2（5）値引きの周知・値引き額の明示」が確認できる根拠書類を提出いただきます。提出件数については、愛知県と調整のうえ、今後決定します。

| 提出書類（値引き実績根拠書類） 4ページ参照 |                                                                                                                                                                        |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1                      | <ul style="list-style-type: none"><li>●値引きの周知・値引き額の明示の事実が確認可能な検針票、請求書、領収書、Web明細等の写し</li><li>※検針票等の事業者控えが残らない場合、値引きの周知・値引き額の明示が確認可能なシステム画面のハードコピー（スクリーンショット）等</li></ul> |

## ④ 支援金受領

審査終了後、支援金の適正な実施が認められた事業者に対して、支援金額の確定通知にてお知らせするとともに、確定した支援金の精算払いを行います。

## ⑤ 計画変更、事故報告について

要領9条に基づく計画変更、第11条に基づく事故報告については、該当する事態が発生する恐れがある場合は、あらかじめ支援金センターにご相談ください。

# 3 手続きの概要

第5期とエントリー方法が変更になりました

## Web申込手続きの流れ(参加確認書)

対象：第6期では第5期に参加された事業者様は第5期の交付申請の内容が反映された参加確認書の受付となります。是非ともWEBでの申請をお勧めいたします。  
※第5期支援金事業に参加されていない事業者様は交付申請書の受付となります。



### (1) 手続き方法 ※画面はイメージになります。

#### 1ー① 参加申込書 メールアドレス登録

〈特設ホームページ〉  
<http://www.aichilpg.or.jp/shienkin27/>

WEBでの申請方法

※原則WEBにてお申し込みください。

参加確認書 Web申請はこちら

※参加確認書の受付期間:令和8年9月10日(木)から令和8年9月25日(金)ま



ここをクリック

#### 1ー② メールアドレス登録フォーム

愛知県LPガス 価格高騰対策支援金事業（第6期）参加確認書

メールアドレス登録フォーム

こちらは愛知県LPガス価格高騰対策支援金（第5期）に参加された事業者様の参加確認書フォームとなります。  
第5期に参加されていない事業者様は交付申請書フォームよりご入力ください。

「愛知県LPガス 価格高騰対策支援金事業（第6期）参加確認書フォーム」の申請にはメールアドレスの登録が必要となります。  
登録されたメールアドレスに確認メールが届きますので、メールに記載されているURLをクリックして、メール登録を完了してください。

必須 メールアドレス

ご登録するメールアドレスを入力します。  
審査に際し、メールにてご連絡することがありますので、  
確認可能なメールアドレスをご登録ください。

必須 メールアドレス（確認用）

※登録用のURLをこちらに入力頂いたアドレス宛に送付いたします。  
ドメイン設定をされている場合、aichi-lpgas@jimukyoku-public.jp から受信できるように設定してください。

✓ 確認

### 3 手続きの概要

#### 1-③ メールアドレス登録フォーム（登録完了画面）

ご登録のメールアドレスに自動応答メールが届きますので必ず内容をご確認ください。  
2~3分時間を要しますので、画面を閉じて暫くお待ちください。

5分以上経過しても自動応答メールが届かない場合はご登録いただいたメールアドレスが間違っていた  
可能性が考えられますので、お手数ですがもう一度メールアドレスフォームのご登録をお願い致します。

#### 1-④ 受付完了メール受領

メールアドレス登録フォームに登録した

メールアドレスあてに受付完了メールが届きます。

【本申請のご案内】愛知県LPガス 価格高騰対策支援金事業（第6期）参加確認書フォーム

愛知県LPガス価格高騰対策支援金事業（第6期） <aichi-lpgas@jimukyoku-public.jp>

To 自分 ▼

愛知県LPガス 価格高騰対策支援金事業（第6期）事務局でございます。

以下、マイページURLをクリックいただき、「登録・修正」より本申請にお  
進みください。

マイページへ進む

ここをクリック

※上記ボタンでアクセスできない場合は、以下のURLをコピーしてブラウザに貼り付  
けてください。

<https://cd5d9caf.viewer.kintoneapp.com/public/9e2cb9943df57856f6d3d6907dfc266d288255ce43863>

本URLは第6期の支援金終了まで必要な情報となりますので、  
2027年3月末まで当メールの削除をしないようにお願いいたします。

※第6期のマイページは事業者様ごとに個別に割り当てられた  
上記URLが入口となります。

参加確認書だけでなく実績報告兼精算払請求書、値引実績根拠書類の各フォームは  
上記URLより順次リンクが設けられますのでこちらより提出をお願い致します。

※メールの削除等で上記URLが不明となった場合、  
登録されているメールアドレスが変更となった場合は  
支援金センター（電話：0120-170-252 平日9:00～17:00）までご連絡ください。

愛知県LPガス 価格高騰対策支援金事業（第6期）事務局

電 話：0120-170-252

受付時間：平日9:00～17:00（土曜、日曜、祝日を除く）

### 3 手続きの概要

#### 2-①マイページ（冒頭部分）

 kViewer

#### 愛知県LPガス 価格高騰対策支援金事業（第6期）

レコード番号  
5

申請者表示ステータス  
申込受付前

ここをクリック

 登録・修正

##### ■ 1.申請者情報

申請に関して

液化石油ガス販売事業登録番号

申請単位  
本社一括申請

#### 2-②参加確認書フォーム（1.冒頭部分）

#### 愛知県LPガス 価格高騰対策支援金事業（第6期）参加確認書フォーム

※こちらの申請フォームは愛知県内に契約者（LPガスの供給を受けている一般消費者等）を有するLPガス販売事業者様向けの支援金申請フォームになります。

LPガスを利用している方が申請（手続き）を行う必要はありません。

また、以下の利用者は支援対象外です。

- （1）工場等の生産現場における高圧ガス保安法上の工業用LPガスを使用する者
- （2）質量販売により供給を受ける者
- （3）国又は地方公共団体が事務を執行するための庁舎、事務所、研究所等の施設

詳しくはホームページ内の[手引き](#)をご覧ください。

「受付通知番号」と「液化石油ガス販売事業登録番号」を入力

W000112C3456



例：） P123412C3456

※「受付番号」と「液化石油ガス販売事業登録番号」を入力すると、前回ご申請いただいたデータが一括で自動反映します。

例：）

受付番号 : P1234

液化石油ガス販売事業登録番号 : 12C3456

検索窓に入れる番号 : P123412C3456 と入力して下さい。

この欄に送付されたA3版チラシに記載の「受付通知番号」「液化石油ガス販売事業登録番号」を入力すると前回ご申請いただいたデータが一括で自動反映します。

# 3 手続きの概要

## 2-③参加確認書フォーム（1.振込先情報 続き）

1.申請者情報

必須

液化石油ガス販売事業登録番号

12C3456

例) 33A0000 ※半角7桁をご入力ください

必須

申請単位

☒ 本社一括申請

☐ 営業所や支店での申請

原則、本社一括でお願いします

必須

法人名(正式名称)または屋号

株式会社愛知県LPガス

例) 株式会社愛知県LPガス ※全角でご入力ください。

必須

法人名(正式名称)または屋号のフリガナ

カブシキガイシャアイチケンエルピーガス

例) カブシキガイシャアイチケンエルピーガス ※全角でご入力ください

必須

代表者職名

代表取締役

例) 代表取締役 ※全角でご入力ください

必須

代表者氏名

愛知太郎

例) 愛知太郎 ※全角でご入力ください

必須

事業者区分

☒ 法人

☐ 個人事業主

「受付通知番号」「液化石油ガス販売事業登録番号」の入力により第5期にご申請いただいたデータが一括で自動反映します。変更箇所のみ上書きをお願い致します。

必須

（株）（有）等省略不可

※支店や営業所での申請の方は、支店名、営業所名もご記入ください。

必須

※支店や営業所での申請の方は、支店名、営業所名もご記入ください。

## 2-④参加確認書フォーム（2.担当者情報）

2.担当者情報

必須

担当者職名

主任

例) 主任 ※全角でご入力ください

必須

担当者氏名

愛知一郎

例) 愛知一郎 ※全角でご入力ください

必須

担当者氏名 フリガナ

アイチイチロウ

例) アイチイチロウ ※全角でご入力ください

必須

電話番号(ハイフンなし)

09087654321

例) 09087654321 ※半角でご入力ください。

# 3 手続きの概要

## 2－⑤参加確認書フォーム（3.振込先情報 続き）

### 3.振込先情報

※支援金の振込先として指定できる口座の  
※金融機関情報は、必ず「金融機関検索」

**必須** 振込先の変更有無

変更がない

**金融機関検索**

0542470



※あいち銀行(0542)名古屋駅前支店の場合は「0542227」と  
入力。ご入力後、虫眼鏡マークを押下ください。  
立ち上がる別画面で金融機関情報をご選択いただくと項目に  
自動反映します。

**必須** 金融機関名

あいち銀行

**必須** 金融機関コード

0542

**必須** 支店名

豊橋中央支店

**必須** 支店コード

471

例) 123 ※半角でご入力ください。

**必須** 預金種別

☒ 普通 ☐ 当座 ☐ 貯蓄

**必須** 金融機関種類

☒ ゆうちょ銀行以外 ☐ ゆうちょ銀行

**必須** 口座番号

1234567

例) 1234567 ※半角 7 桁をご入力ください。

「受付通知番号」  
「液化石油ガス販売事業登録番号」の  
入力により第5期にご申請いただいた  
データが一括で自動反映します。  
変更箇所のみ上書きをお願い致します。

## 2－⑥参加確認書フォーム（4.事業計画）

### 4.事業計画

**必須** 第5期の値引対象契約の件数

1000

件

例) 1,000

交付申請日現在での値引きを実施する予定の契約者の数（ひと月あたり）

※以下の契約については値引きの対象外ですので、除いて入力してください。

- ・ 高圧ガス保安法上の工業用LPガスを使用する者
- ・ 質量販売により供給を受ける者
- ・ 国または地方公共団体が事務を執行するための庁舎、事務所、研究所等の施設



### 3 手続きの概要

#### 2-⑦ 参加確認書フォーム（5.LPガス使用者向けチラシの送付希望）

##### 5.LPガス使用者向けチラシの送付希望

☒ 希望する

☐ 不要

**必須** チラシ希望部数

1010

部

実際のチラシ発行部数

1100

例) 100

当申請フォームに記載された値引き対象契約数を上限に、記入いただいた希望部数の値引きチラシを交付決定後に送付いたします。なお梱包の関係上、入力いただいた希望部数から、100部単位で端数を切り上げた部数で送付します。（原則10月に配布をお願いいたします。）

#### 2-⑧ 交付申請フォーム（6.誓約事項）

##### 6.誓約事項

交付要領・誓約事項の内容をご確認の上、同意のチェックをお願い致します。

[・LPガス価格高騰対策事業支援金 交付要領](#)

[・LPガス価格高騰対策事業支援金 誓約事項](#)

誓約事項同意

誓約事項について遵守できなかった場合は、LPガス価格高騰対策事業支援金の一部又は全部が受領できなくなる場合があることに加え、損害賠償の請求又は刑事告発等の法的措置の対象となることを同意のうえ、申請いたします。

☐ LPガス価格高騰対策事業支援金 交付要領を確認し、内容を理解しました。

☐ LPガス価格高騰対策事業支援金 誓約事項を確認し、内容を理解しました。

✓ 確認

### 3 手続きの概要

#### 2-⑨ 参加確認書フォーム（登録完了画面）



ご申請が完了いたしました。ご登録されたメールアドレス宛に「ご申請完了」メールが届きますのでご確認ください。完了から30分以内に「ご申請完了メール」が届かない場合はお手数ですが支援金センター（Tel 0120-170-252 受付時間：平日9:00～17:00）までお問い合わせください。

↑ 回答の確認

#### 1-④ 受付完了メール受領

参加確認書フォームに登録したメールアドレスあてに受付完了メールが届きます。

愛知県LPガス 価格高騰対策支援金事業（第6期）参加確認書フォームへの回答ありがとうございます

愛知県LPガス価格高騰対策支援金事務局 <autoreply@kintoneapp.com>

To 自分 ▼

このメッセージは、システムより自動送信されています。  
返信は受付けておりません。

愛知県LPガス株式会社  
テスト様

この度は、愛知県LPガス 価格高騰対策支援金事業（第6期）参加確認書フォームへのご登録いただき、誠にありがとうございます。

下記URL（マイページ）より申請内容をご確認いただけます。

↓【マイページリンク】

<https://cd5d9caf.viewer.kintoneapp.com/public/9e2cb9943df57856f6d3d6907dfc266d288255ce43863f51e9de85a173a3b7c-3/detail/def502009ad11ff48203fc217ae1e6eb0ce>

※第6期よりマイページは事業者様ごとに個別に割り当てられた上記URLが入口となります。

実績報告兼精算払請求書、値引き実績根拠書類の各フォームは上記URLより順次リンクが設けられます。

こちらより提出をお願い致します。また、このメールは大切に保管をお願い致します。

※メールの削除等で上記URLが不明となった場合、登録されているメールアドレスが変更となった場合は事務局（電話：0120-170-252 平日9:00～17:00）までご連絡ください。

※登録内容の訂正・変更の場合は再度の登録はせずに、支援金センター（電話：0120-170-252 平日9:00～17:00）までご連絡ください。

※LPガス使用者向けチラシをお申込みいただいた事業者様はお申し込み後1週間以内を目途にご登録いただいたご住所へ発送いたします。

=====

【問い合わせ先】

愛知県LPガス価格高騰対策支援金事業（第6期）

TEL：0120-170-252（平日9:00～17:00）

マイページのログインは初期登録完了時、又は参加確認書登録完了時に届くメール本文内のURLからリンクできます。



マイページへは  
ここをクリック

# 3 手続きの概要

3-① 実績報告兼精算払請求書・値引実施根拠書類提出について  
実績報告兼精算払請求書・値引実施根拠書類提出は提出時期に  
マイページに提出フォームのリンクが表示されます。

※第6期よりマイページは事業者様ごとに個別に割り当てられたURLが入口となります。  
実績報告兼精算払請求書、値引き実績根拠書類の各フォームは上記URLより順次リンクが設けら  
れますのでこちらより提出をお願い致します。配信されたメールは大切に保管をお願い致します。

※メールの削除等で上記URLが不明となった場合、登録されているメールアドレスが変更と  
なった場合は支援金センター（電話：0120-170-252 平日9:00～17:00）までご連絡ください。



## 愛知県LPガス 価格高騰対策支援金事業（第6期）

画面右上に表示されている編集フォームボタンをクリックし申請フォームを編集・登録することで申請を完了してください。  
※マイページのステータス欄が「申請差戻中」以外の場合は  
編集フォームボタンが表示されず、申請フォームの編集・登録はできません。

申請した内容に変更がある場合は事務局TEL 0120-170-252(平日9:00～17:00) までご連絡ください。

### MyページURL

実績報告書（第6期）提出フォーム※申請可能な場合のみ下記にリンクが表示されます。

MyページURL（実績報告書）

値引確認書類（第6期）提出フォーム※申請可能な場合のみ下記にリンクが表示されます。

MyページURL（値引確認書類）

・ 実績報告書兼精算払請求書  
・ 値引確認書類提出 の  
各提出フォームについて、  
申請が可能になり次第、  
リンクがここに表示されます。

申請者表示ステータス 受付通知番号  
申請審査中

### 1. 申請者情報

液化石油ガス販売事業登録番号  
33A00000

申請単位 事業者区分  
本社一括申請 法人

法人名（正式名称）または屋号  
株式会社愛知県エルピーガス

法人名または屋号のフリガナ  
カブシキカイシャミエケンエルピーガス

## 別 紙 1

### 愛知県 L P ガス価格高騰対策支援金（第 6 期） 誓約事項等同意書

当社は、愛知県 L P ガス価格高騰対策支援金（第 6 期） 以下「本支援金」という。）における L P ガスの販売事業者としての参加確認又は交付申請にあたり、愛知県 L P ガス価格高騰対策支援金（第 6 期） 交付要領（以下「要領」という。）を確認し、内容を理解しました。

特に、次に記す誓約事項について遵守できなかった場合は、本支援金の実施に係る費用（以下「事業費」という。）の一部又は全部が受領できなくなることに加え、賠償請求の実施又は刑事告発等の法的措置の対象となる場合があることを同意のうえ、申請いたします。

本支援金について、以下の点を確認し同意いたします。

- 不正な支援金の参加確認、交付申請防止に係る誓約事項（別記 1）
- 反社会的勢力排除に係る誓約事項（別記 2）
- 個人情報の取り扱いに係る同意事項（別記 3）
- 支援金事業の遂行上の課題・懸念等に対して協会又は支援金センターに事前報告し、その決定事項に最大限協力すること
- 要領及び協会又は支援金センターからの指示に従うこと

## 別 記 1

### 不正な支援金の参加確認、交付申請防止に係る誓約事項

当社は、本支援金の参加確認又は交付申請にあたり、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

- （1） 当社は、愛知県及び協会の求めに応じ、適切な L P ガス料金値引きを実施及びその帳票等の提出に協力します。

- (2) 当社は、当社の帰責の有無に関わらず、不正な支援金申請に該当する可能性があるとして協会及び支援金センターが判断する場合は、その調査が完了するまで当該支援金申請金額の戻入または支払い保留等が発生することについて同意します。
- (3) 当社は、上記に該当する他、不正な支援金の申請及び受領が発生しないよう、愛知県及び協会の求めに応じて、調査や不正防止措置に協力することに同意します。
- (4) 当社は、架空の申請や水増し報告等の不正請求※1、不適切な行為※2等を行いません。

※1：不正請求について

偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈与その他の刑法（明治40年法律第45号）各条文に規定するものをいう。）に触れる行為の他、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請又は報告情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない金銭の支払いを受け、又は受けようとする事。

※2：不適切な行為

- ① 支援金相当分をあらかじめ単価に上乗せする等、本来の価格が不適切に設定され  
ていること
- ② 支援対象期間に合わせた値上げを故意的に行うこと
- ③ 価格について、支援金による値引きの事実を記載せずに営業資料の料金表示に用いること

反社会的勢力排除に係る誓約事項

当社は、本支援金の参加確認又は交付申請をするに当たって、また支援金の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを持ち、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者

- イ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること
- ロ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること
- ハ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
- ニ 前各号に掲げる者に資金等を供給し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ホ その他前各号に掲げる者と役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者）が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

### 別 記3

#### L P ガスの販売業者の提供する個人情報等の取扱いに係る同意事項

当社は、本支援金の参加確認又は交付申請にあたり、以下の事項を確認し同意します。

#### 記

協会及び支援金センターは、本支援金の実施に必要な範囲で、L P ガスの販売業者が提供する個人情報を取り扱うものとします。なお、協会及び支援金センターは、L P ガスの販売業者が提供する情報を事業の終了年度後5年間保存し、協会及び支援金センター業務に必要な範囲内で自ら使用すること及び第三者等に提供することができます。また、協会、支援金センター及び愛知県等は、L P ガスの販売業者が提供する情報について、統計的に処理したデータを公表することがあります。